

政令番号462 りん酸トリ-n-ブチル

各都道府県での届出事業所からの「排出・移動先別の排出量・移動量」（平成29年度）

(E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

都道府県 コード	都道府県名	排出量(kg/年)				移動量(kg/年)			排出量・ 移動量 合計
		大気への 排出	水域への 排出	土壌への 排出・ 所内埋立	排出量 合計	下水道への 移動量	廃棄物 搬出	移動量 合計	
1	北海道								
2	青森県								
3	岩手県								
4	宮城県								
5	秋田県								
6	山形県						1.8E+1	18.0	18.0
7	福島県								
8	茨城県								
9	栃木県								
10	群馬県								
11	埼玉県						1.5E+0	1.5	1.5
12	千葉県						4.0E+3	4,000.0	4,000.0
13	東京都						3.2E+3	3,150.0	3,150.0
14	神奈川県								
15	新潟県								
16	富山県								
17	石川県								
18	福井県								
19	山梨県								
20	長野県								
21	岐阜県								
22	静岡県								
23	愛知県	1.0E-1	5.4E+0		5.5		2.3E+1	23.0	28.5
24	三重県								
25	滋賀県								
26	京都府								
27	大阪府								
28	兵庫県								
29	奈良県								
30	和歌山県								
31	鳥取県								
32	島根県								
33	岡山県						4.0E-1	0.4	0.4
34	広島県								
35	山口県								
36	徳島県								
37	香川県								
38	愛媛県								
39	高知県								
40	福岡県								
41	佐賀県								
42	長崎県								
43	熊本県								
44	大分県								
45	宮崎県								
46	鹿児島県								
47	沖縄県								
全国		1.0E-1	5.4E+0		5.5		7.2E+3	7,192.9	7,198.4

注1) 農薬は使用先別使用量として別表にも示している。